

○行動援護サービス費

	注 支援計画シート等が未作成の場合	注 2人の行動援護従事者による場合	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算(月2回を限度)	注 喀痰吸引等支援体制加算
基本部分						
イ 30分未満 (254単位)	× 95/100	× 200/100	特定事業所加算(I) +20/100 特定事業所加算(II) +10/100 特定事業所加算(III) +10/100 特定事業所加算(IV) +5/100	+15/100	1回につき100単位を加算	1人1日当たり100単位を加算
ロ 30分以上1時間未満 (402単位)						
ハ 1時間以上1時間30分未満 (586単位)						
ニ 1時間30分以上2時間未満 (733単位)						
ホ 2時間以上2時間30分未満 (882単位)						
ヘ 2時間30分以上3時間未満 (1,030単位)						
ト 3時間以上3時間30分未満 (1,179単位)						
チ 3時間30分以上4時間未満 (1,327単位)						
リ 4時間以上4時間30分未満 (1,477単位)						
ヌ 4時間30分以上5時間未満 (1,624単位)						
ル 5時間以上5時間30分未満 (1,773単位)						
ヲ 5時間30分以上6時間未満 (1,921単位)						
ワ 6時間以上6時間30分未満 (2,070単位)						
カ 6時間30分以上7時間未満 (2,218単位)						
コ 7時間以上7時間30分未満 (2,368単位)						
ク 7時間30分以上 (2,514単位)						
初回加算 (1月につき200単位を加算)						
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)						
行動障害支援指導連携加算(移行する日の属する月につき1回を限度) (1回につき273単位を加算)						
福祉・介護職員処遇改善加算	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可					
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) (1月につき 所定単位×254/1000)						
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) (1月につき 所定単位×185/1000)						
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) (1月につき 所定単位×103/1000)						
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき 十八の90/100)						
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) (1月につき 十八の80/100)						
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき 所定単位×34/1000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可					